

改正

平成17年12月19日水道管理規程第18号
平成19年3月29日水道管理規程第2号
平成21年3月16日水道管理規程第1号
平成23年3月25日水道管理規程第1号
平成25年7月1日水道管理規程第3号
平成29年3月31日水道管理規程第3号

佐野市水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び管理（第4条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第17条）
- 第4章 料金及び手数料（第18条—第23条）
- 第5章 貯水槽水道（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項及び手続を定めるものとする。

（用途の基準）

第2条 条例第20条第2項に規定する用途は、次に掲げる基準により、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

- （1） 一般用 次の各号に該当しないもの
- （2） 湯屋業用 一般公衆浴場に使用するもの
- （3） 臨時用 工事等期間を定めて臨時に使用するもの

（管理人の選定届）

第3条 条例第12条第1項の規定による管理人の選定又は変更の届出は、別記様式第1号によらなければならない。

第2章 給水装置の工事及び管理

（給水装置の構成）

第4条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもって構成する。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

（給水装置の構造及び材質と設計施行）

第5条 給水装置は、次に掲げる構造及び材質に適合するよう設計し、及び施行しなければならない。

- （1） 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

- (2) 配水管の取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(配水管より取出す給水管の基準)

第6条 配水管の取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量その他の事情を参しゃくして管理者が別に定める。

(受水槽の設置)

第7条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

(工事申込書の提出)

第8条 条例第5条第1項の規定による工事の申込みは、別記様式第2号によらなければならない。官公署、学校、病院及び会社等の団体は、代表者又は施設を管理する者が申し込まなければならない。

(工事の設計)

第9条 条例第7条に規定する設計の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで

2 前項第2号の場合において、受水槽以下の設計図をあわせて提出しなければならない。

(工事の取消し及び変更)

第10条 工事申込者が工事の取消し又は変更をしようとするときは、別記様式第3号により直ちに管理者に届け出なければならない。

(施設の帰属)

第11条 条例第6条第2項の規定により設置した場合の施設の所有権は、市に帰属する。

第3章 給水

(メーター設置基準)

第12条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、この基準により難しいときは、その都度管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個とする。ただし、集団住宅等で管理者が必要と認めるものについては、数世帯ごとに1個とすることができる。
- (2) 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個とする。ただし、個別検針契約をした場合は、各戸ごとに設置する。

(メーター設置場所等)

第13条 メーターの設置場所には、その点検を妨害するような物件を置き、又は工作物等を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、保管者に原状を回復させるものとする。ただし、保管者が履行しないときは、市が施行し、その費用を保管者から徴収することができる。

3 管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(届出の義務者)

第14条 条例第11条及び第15条各項各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次に定める者とする。

(1) 新規に使用を開始するときは、別記様式第4号により使用者

(2) 再開栓による使用を開始するときは、別記様式第5号により使用者

(3) 使用を中止又は廃止するときは、別記様式第6号により使用者

(4) 用途の変更があったときは、別記様式第7号により使用者

(5) 消防又は演習等のため消火栓を使用しようとするとき若しくは使用したときは、別記様式第8号により使用者

(6) 使用者に変更があったときは、別記様式第9号により新使用者

(7) 所有権に変更があったときは、別記様式第10号により新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付したときは、新所有者

(8) 所有者の住所に変更があったときは、別記様式第10号により所有者

(9) 共用給水装置の使用世帯に異動があったときは、別記様式第11号により管理人
(メーターの端数計算)

第15条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターを取り付け、又は取り外した月は、この限りでない。

(私設消火栓)

第16条 私設消火栓を公共のための演習に使用するときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第17条 条例第18条第2項に規定する特別の費用とは、次に定めるものとする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水について通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り又は消毒の残留塩素に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

第4章 料金及び手数料

(資料提出の請求)

第18条 用途の適否又は水量の認定等について管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(専用給水装置として適用される料金の算定)

第19条 集団住宅において、1個のメーターを2世帯以上で使用する場合は、当該集団住宅の総使用水量をその世帯数で除して得た水量を基礎とし、それぞれ一般用の料金の算定方法を適用して算定した額の合計額とする。

(使用中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第20条 条例第15条第1項第1号の規定による使用中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも基本料金を徴収する。

(料金の月計算)

第21条 料金は、前回の定例日の翌日から当月の定例日までを2月として算定し、点検した日の属する月分として徴収する。

(定例日の変更による料金算定)

第22条 条例第21条ただし書の規定により定例日以外の日に点検を行ったことにより2月の使用日数が40日以内となったときの料金の計算については、条例第23条の規定を準用する。

(概算料金の前納)

第23条 条例第24条に規定する概算料金の前納は、次により徴収する。

- (1) 条例第32条第1号の規定による給水を停止された者で、将来も滞納のおそれのあるものに対しては、4月分以内の概算料金
- (2) 土木工事、建築工事又は興行等のため臨時に給水装置を使用する者に対しては、使用予定期間中の概算料金

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第24条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の佐野市水道事業給水条例施行規則(昭和34年佐野市規則第2号)、田沼町水道事業給水条例施行規程(平成10年田沼町水道事業管理規程第1号)又は葛生町水道事業給水条例施行規則(平成10年葛生町規則第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月19日水管規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の佐野市水道事業給水条例施行規程第21条及び第22条の規定は、平成18年6月1日以後に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金について適用し、この規程の施行の日から同年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月29日水管規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日水管規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日水管規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

管 理 人 選 定 変 更 届

新 管 理 人 住 氏 所 名	町 番地 (印)			
フ リ ガ ナ				
旧 管 理 人 住 氏 所 名	町 番地 (印)			
理 由				
設 備 場 所	佐野市	町	番地	
水 栓 番 号	第 号			
使 用 者 住 氏 所 名	佐野市	町	番地 (印)	
メ ー タ ー	口径	mm	番号	第 号

貸与されているメーターは、新管理人が保管し、亡失又はき損の場合は、その損害を弁償します。

年 月 日

佐野市水道事業管理者 様

別記様式第2号 (第8条関係)

- 新設
- 改造
- 撤去

給 水 装 置 工 事 申 込 書

- 臨時用
- 一般用
- 臨時用から一般用

申請者記入欄		
設置場所	佐野市	
	年	月
	日	
佐野市水道事業 管理者 様		
(所有者)	住所	
	電話	
	氏名	㊟
<p>給水装置工事を行いたいので、ご承認願います。</p> <p>なお、給水装置工事については、佐野市水道事業給水条例及び同施行規程等を遵守します。</p>		
本工事の申込みに異議がないので承諾します。	分水承諾者	住所 電話 氏名
		㊟
	土地所有者	住所 電話 氏名
		㊟
建物所有者	住所 電話 氏名	
	㊟	
埋設承諾者	住所 電話 氏名	
	㊟	

事業者記入欄		
事業者名		
		㊟
住所		
電話		
主任技術者		
		㊟
量水器口径	φ	mm
貯水槽	有効容量	m ³
道路占用	あり	なし

水道局記入欄			
町名コード			
受付日	年	月	日
新設設計書No.			
改造設計書No.			
(原票 No.)			
撤去設計書No.			
	金額	納付書No.	領収印
設計審査手数料	円		
竣工検査手数料	円		
加 入 金	円		
その他料金	円		
設計承認日	年	月	日
課長	係長	審査	受付
量水器出庫日	年	月	日
量水器番号	φ	mm	No.
口径変更	φ		
使用者番号	—		
完了届日	年	月	日
竣工検査日	年	月	日
課長	係長	検査	
所有者変更	年	住所	
	月	氏名	
	年	住所	
	月	氏名	
追加事項記入欄			

給水装置工事取消届

設備場所	佐野市 町 番地
工事の種別	新規 改造 撤去 その他()
設計書番号	No.
取消しの理由	
申込者 住所・氏名	佐野市 町 番地 印
年 月 日 佐野市水道事業管理者 様 指定給水装置工事事業者 印	

給水開栓使用申込書(新規)

申込者等記入欄	申 込 者					
	開栓年月日		年 月 日			
	水道設備場所		〒327— 佐野市 町 番地			
	" 方書					
	納付書発送先					
	方 書					
	フリガナ					
	使 用 者		電話 —			
	給水人数		人	居住状況	有・無	個人コード
	利用形態		自宅用 ・ 貸住宅用 ・ 店舗 ・ その他 ()			
	所有者住所		市 町 番地			
	方 書					
	所有者氏名				所有者コード	
					電話	
排水設備の状況	処理方法		下水道 ・ 浄化槽 (単独、合併) ・ くみ取り ・ 未定			
	下水道	種 別	公共 ・ 農業集落排水 ・ 区域外	供用開始の有無	有 ・ 無	
		使用予定	<input type="checkbox"/> 既設の排水設備を水道と同時に使用開始 <input type="checkbox"/> 新設の排水設備を水道と同時に使用開始 <input type="checkbox"/> 既設の排水設備を使用予定 (予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 新設の排水設備を使用予定 (工事完了 年 月)			
メーター口径		用 途	メーター番号	据付指針		
13mm ・ 20mm ・ mm		一般 ・ 臨時		m ³		
備考						
処理年月日		使用者番号	巡回順路コード	検針員コード		
年 月 日		—	—	—		

_____年 月 日

佐野市水道事業管理者 様

照 合	電算処理	貸与簿	倉 庫	メーター取付	受 付

給水開栓使用申込書（再開）

申 込 者	(本人)		電話 ・ Fax ・ 来庁	
開 栓 年 月 日	年 月 日 午前 ・ 午後		: 分頃	
水道設備場所	佐野市 町 番地			
” 方書				
納付書発送先	〒 町 番地			
方 書				
フリガナ				
使 用 者	電話 — —			
給 水 人 口	人	居住状況	有・無	個人コード
前 使 用 者				
所有者住所	市 町 番地			
” 方書				
” 氏名			所有者コード	
			電話	— —
メーター口径	用 途	メーター番号	据 付 指 針	
13mm・20mm・ mm	一般・臨時			
開栓手数料支払場所	現地・大家()			
備考				
処 理 年 月 日	使 用 者 番 号	巡 回 順 路 コ ー ド		検 針 員
年 月 日	—	— —		
佐野市水道事業 管理者 様	納 付 書 番 号		開 栓 料	受 付 年 月 日
	No		済 ・ 未	年 月 日
	照 合	電算処理	倉 庫	メーター取付
				受 付

給水中止(廃止)届出書

届出者	(本人)		電話・来庁		
中止年月日	年	月	日	午前・午後 : 分頃	
水道設備場所	佐野市		町	番地	
〃方書					
フリガナ					
使用者	電話 — —				
給水人口	人	届出理由	転居・()	個人コード	
転居先住所	〒		番地		
〃方書	電話 — —				
所有者住所	市		町	番地	
〃方書	電話 — —				
〃氏名			個人コード		
メーター番号			撤去指針		
メーター口径	13・20・mm	用途	一般・臨時	前回指針	
調定区分	上水・上下水・下水		差引水量		
精算料金支払場所	現地・大家・口座()				
備考					
処理年月日	使用者番号		巡回順路コード		
年 月 日	—		— —		
佐野市水道事業管理者 様			精算料金	受付年月日	
			済・未	年 月 日	
照合	電算処理	倉庫	メーター撤去	メーターロック	受付
		/			
		印	印		

用 途 変 更 届

届 出 者 記 入 欄	届 出 者				
	水道設備場所		佐野市 町 番地		
	方 書				
	届 出 理 由				
	旧 用 途		臨 時 用 その他()		
	住 所	住 所	佐野市 町 番地		
		氏 名			
	メーター番号		No. _____ 口径 mm		
	排 水 設 備 の 状 況	処 理 方 法	下水道・浄化槽（単独、合併） ・ くみ取り		
		下 水 道	種 別	公共 ・ 農業集落排水・区域外	供用開始
使用予定			<input type="checkbox"/> 既設の排水設備を水道と同時に使用開始 <input type="checkbox"/> 新設の排水設備を水道と同時に使用開始 <input type="checkbox"/> 既設の排水設備を使用予定（予定時期 年 月） <input type="checkbox"/> 新設の排水設備を使用予定（工事完了 年 月）		

局 記 入 欄	申込書番号	第 号
	届出後の用途	一 般 用 その他()
	申込書承認日	年 月 日
	登録年月日	年 月 日
	使用者番号	
	巡回順路コード	

年 月 日

佐野市水道事業管理者 様

電算処理	貸与簿	受付
------	-----	----

消火栓使用届(公設、私設)

設 備 場 所	佐野市	町	番地
使 用 日 時	年	月	日 午 時 分から 午 時 分まで
使 用 水 量	m ³		
消 火 栓 使 用 の 理 由	火災、演習、その他		
使 用 者 住 氏 所 名	町	番地	印
立 会 者			
届 出 年 月 日	年	月	日

佐野市水道事業管理者 様

使用者変更届出書

届出者等記入欄	届出者		(本人)				電話・来庁・その他	
	変更年月日		年 月 日					
	新使用者	住所	〒327— 佐野市 町 番地					
		方書						
		フリガナ						
		氏名	電話 —					
		給水人数	人	居住状況	有・無	個人コード		
	前使用者	方書						
		フリガナ						
		氏名	電話 —					
届出理由								
メーター口径	13・20・ mm	用途	一般・臨時	メーター番号		据付指針	m ³	
備考								
処理年月日	使用者番号	巡回順路コード			電算変更月			
年 月 日	—	— —			年 月～			

年 月 日

佐野市水道事業管理者 様

読合せ	電算処理	貸与簿	受付

給水装置所有者変更届

設備場所		佐野市	町	番地
設計書		受付 No.	第	号
新所有者	住所名	町 番地		
	氏電話			
旧所有者	住所名	町 番地		
	氏電話			
変更理由		売買・相続・贈与 その他()		
届出者		電話・		

【注意事項】

- 1 旧所有者が所在不明その他の理由により署名捺印が得られないときは、新所有者が所有権を取得したことを証明する書類を添付してください。
- 2 後日、利害関係人その他の者から異議が生じてても、当水道局は責任を負いません。

(受付日)

年 月 日

佐野市水道事業管理者 様

電算 処理	設計書記入	受付
-------	-------	----

共用栓 加入 届
脱退

設 備 場 所	町			番地
水 栓 番 号	第			号
加 入 又 は 脱 退 者 住 所 氏 名	町			番地 ①
	職 業		人 員	名
管 理 人 住 氏 名	町			番地 ①

年 月 日

佐野市水道事業管理者 様